

令和8年度

矢作川総合第二期農地防災事業

明治本流（上流部）合流工建設工事

特 別 仕 様 書

東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容
第1章 総則	矢作川総合農地防災事業明治本流(上流部)合流工建設工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
第2章 工事内容	
1. 目的	本工事は、国営矢作川総合第二期土地改良事業計画に基づき明治幹線水路明治本流(上流部)を建設するものである。
2. 工事場所	愛知県豊田市鷺鴨町地内
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 合流工(本線) 施工延長 L=61.1m 施工始点 測点No. 39+83.082 施工終点 測点No. 40+44.211 内訳 本体工 1式 整流部 L=12.0m 連通部 L=12.0m 合流部 L=16.2m 取付部 L= 9.0m 本線水路 L=11.9m 連絡函渠 施工延長 L=45.7m 施工始点 測点BNo. 27+70.887 施工終点 測点BNo. 28+16.577 仮設工 1式
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。
第3章 施工条件	
1. 工程制限	1) かんがい期間中は、既設水路(両岸)を通水しており、非かんがい期の令和10年10月上旬以降、施設管理者が左岸通水に切替を行う予定である。 2) 本工事で仮廻し水路設置後、令和10年10月下旬以降、施設管理者が右岸通水に切替を行う予定である。 3) 令和11年3月下旬までに既設水路の両岸通水を可能とすること。 4) 非かんがい期も通水する必要があるので、既設水路撤去及び本体水路構築については、仮廻し水路構築後としなければならない。
2. 部分使用	新設水路は、工事引渡し前に工事請負契約書第34条により部分使用する予定である。 なお、部分使用範囲及び部分使用期間については、別途協議する。
3. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等(非稼働日)を月当たり標準14日見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

項 目	内 容												
4. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1-1-11に規定している現場技術員を配置する。 なお、氏名等については、別に通知する。												
第4章 現場条件													
1. 土質	1) 本工事の施工場所の土質は、「砂質土」を想定している。 2) 現場土質が想定している土質と著しく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。												
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 名</th><th>施工予定時期</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事</td><td>令和8年8月～ 令和12年3月</td></tr> <tr> <td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)分流工建設工事(仮称)</td><td>令和9年8月～ 令和12年3月</td></tr> <tr> <td>矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)分流工ゲート製作据付建設工事(仮称)</td><td>令和9年10月～ 令和11年3月</td></tr> <tr> <td>明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事 (愛知県豊田加茂建設事務所施工)</td><td>令和7年4月～ 令和10年5月</td></tr> <tr> <td>矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その15-2 建設工事</td><td>令和8年5月～ 令和9年5月</td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	施工予定時期	矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事	令和8年8月～ 令和12年3月	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)分流工建設工事(仮称)	令和9年8月～ 令和12年3月	矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)分流工ゲート製作据付建設工事(仮称)	令和9年10月～ 令和11年3月	明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事 (愛知県豊田加茂建設事務所施工)	令和7年4月～ 令和10年5月	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その15-2 建設工事	令和8年5月～ 令和9年5月
工 事 名	施工予定時期												
矢作川総合第二期農地防災事業 明治用水頭首工附帯施設建設工事	令和8年8月～ 令和12年3月												
矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)分流工建設工事(仮称)	令和9年8月～ 令和12年3月												
矢作川総合第二期地区 明治本流(上流部)分流工ゲート製作据付建設工事(仮称)	令和9年10月～ 令和11年3月												
明治用水耐震工事・家下川改修工事共同工事 (愛知県豊田加茂建設事務所施工)	令和7年4月～ 令和10年5月												
矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流(上流部)耐震化対策上郷工区その15-2 建設工事	令和8年5月～ 令和9年5月												
3. 第三者に対する措置													
(1) 騒音及び振動対策	1) 騒音、振動等の対策については、十分に配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員と協議するものとする。 2) 各種重機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、振動、騒音等の計測を行わなければならない。 なお、測定の結果、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音・振動の発生防止に努めると共に、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。												
(2) 濁水処理対策	1) 本工事施工においては、汚濁水等を工事区域外に排水することがないよう善良な現場管理を行うものとする。 2) 受注者は濁水処理の施工に先立ち、濁水処理計画書を作成し、監督職員の承諾を得るとともに、矢作川沿岸水質保全対策協議会（以下「矢水協」という。）に説明を行うものとする。 なお、合流工仮設ヤードには、沈砂池が設置してあるので、工事で発生する汚濁水を処理した後、隣接の排水路に排水するものとする。 合流工仮設ヤード 原水処理容量：10m³以上 3) 沈砂池から排水路への放流にあたっては、次により水質監視を実施し、水質基準を下回っていることを確認するものとする。 また、調査結果については、月集計を行い、監督職員と矢水協に報告するものとする。												

項	目	内	容	
(3) 保安対策		なお、濁度に対する処理は、自然沈下方式を考えており、水素イオン指数(pH)に対する処理は特段考えていないが、現場状況により中和処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。		
		調査箇所	水質基準	頻度
		沈砂池の出口部(排水前)	pH:5.8～8.6	作業日毎日
		排水前の排水路水	濁度:30度(mg/l)以下	午前・午後の2回
		排水後の排水路水	電気伝導度:30ms/m以下	
		4) 測定結果に異常値が出た場合は、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。		
		1) 保安設備 主要道路からの仮設ヤード等への工事用車両の出入り口には、保安及び誘導設備等を適切に配置するものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議するものとする。		
		2) 交通誘導警備員 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者)であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする(いわゆる交通誘導員B)。 なお、交通誘導警備員の配置については、関係機関との調整に基づき、監督職員が別途指示するものとする。		
		(4) 防塵・防音対策 防塵・防音対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 なお、追加の防塵・防音対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。		
		(5) 交通対策 工事用車両の通行においては、一般車両を優先するとともに、事故防止に努めなければならない。 また、既設道路の掘削においては、第三者の通行に支障を及ぼさないよう転落防止等の保安設備を設置するものとする。		
(6) 耕作者対策		工事期間中、工事区域周辺の農地で耕作を行っているので、これらの耕作を妨げないように留意しなければならない。 なお、耕作者等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、その対策について監督職員と協議するものとする。		
(7) その他		既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。		
4. 関係機関との調整		道路使用等に係る申請手続等の軽微な協議は、受注者が行い、監督職員に報告するものとする。		
5. 地下埋設物対策		工事施工範囲及び進入路等にある埋設管、横断構造物について、事前に調査するとともに、損傷を与えないよう十分注意して施工しなければならない。		
第5章 指定仮設				
1. 一般事項		本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は、設計図書等を監督職員に提出し、協議するものとする。		

項 目	内 容																
2. 工事用進入路	工事用進入路として使用する一般道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障をきたさないよう受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。 また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
3. 工事用道路等	受注者は、設計図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。 また、工事期間中の補修・維持管理は受注者の責任において実施しなければならない。																
4. 仮廻し水路	1) 設計図面に示すとおり、仮廻し水路を設置するものとする。 なお、仮廻し水量は、次のとおり想定している。 Qmax=4.4m3/s(10月～1月)、Qmax=5.0m3/s(2月～3月) 2) 受注者は、仮廻し水路の施工に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。																
5. 鴛鴨排水路仮廻し	設計図面に示すとおり、仮廻し排水路を設置するものとするが、構造等について、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。 なお、仮廻し排水量は、次のとおり想定している。 Qmax=1.609m3/s																
6. 土取場及び建設発生土受入地	1) 土取場 土取場は、図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は、次のとおりである。 <table><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>採取量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地</td><td>豊田市広美町地内</td><td>758m3</td><td></td></tr></table> 2) 建設発生土受入地 建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は、次のとおりである。 <table><tr><th>名称</th><th>地先名</th><th>搬出量</th><th>摘要</th></tr><tr><td>仮設ヤード内</td><td>豊田市鴛鴨町地内</td><td>352m3</td><td></td></tr></table>	名称	地先名	採取量	摘要	明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	758m3		名称	地先名	搬出量	摘要	仮設ヤード内	豊田市鴛鴨町地内	352m3	
名称	地先名	採取量	摘要														
明治本流(下流部)耐震化対策工事跡地	豊田市広美町地内	758m3															
名称	地先名	搬出量	摘要														
仮設ヤード内	豊田市鴛鴨町地内	352m3															
7. 仮設ヤード	仮設ヤードは、設計図面に示す位置とし、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。 また、掘削に伴い発生する土砂は、工事期間中一時的に仮設ヤードに仮置きすることを考えている。 なお、借地範囲が年度ごとに異なるため、監督職員と確認すること。																
8. 水替工	工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替えを行うものとし、稼働実績を監督職員に報告するものとする。 なお、排水量は、次のとおり想定している。 Qmax=410m3/h(令和9年度) Qmax=520m3/h(令和10年度)																
9. 暫定工	1) 受注者は、施工に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 2) 鋼矢板は、油圧圧入工法により打設することを想定しているが、地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施するとともに、																

項 目	内 容
10. 仮設土留工	周辺地盤等の変化に十分注意すること。異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協議するものとする。 4) 鋼矢板(ハット形 10H)は、存置するものとする。 1) 設計図面に示すとおり、仮設土留工を設置するものとする。打設はウォータージェット併用圧入工法で計画している。 2) 受注者は、仮設土留工の施工に先立ち施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 鋼矢板は、油圧圧入工法により打設することを想定しているが、地質その他施工条件等により変更する場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 工事期間中の補修・維持管理は、受注者の責任において実施するとともに、周辺地盤等の変化に十分注意すること。異常が認められた場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、監督職員と協議するものとする。 5) 施工中の濁水については、合流工仮設ヤードに沈砂池が設置してあるため、本施設を利用することとし、容量などが不足する場合は、監督職員と協議するものとする。
11. 仮締切工	1) 設計図書に示すとおり、仮締切工はコンクリートブロックを設置するものとする。 2) コンクリートブロックは水膨張シール材を設置し、水密性を確保するものとする。 3) 現場条件により変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
第6章 工事用地等	
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1. 以外で受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。 また、返還時及び返還後の取り扱いについては、次項と同様に適切な処理を行うものとする。
3. 工事用地等の使用及び返還	1) 前項1. の土地の使用及び返還については、監督職員からの指示があるので、それに従い適正に使用するものとする。 2) 返還に当たっては、関係者立会のもと行うものとし、監督職員等が所有者等から徴収する「土地返還引受書」の受領に協力するものとする。 なお、権利者等から苦情等があった場合は、監督職員と協議のうえ、誠意を持って対応するものとする。
4. 境界杭等	1) 既存の境界杭が工事の施工に支障となる場合は、監督職員と打合せするものとする。 2) 境界杭を撤去した場合は、工事完了後復旧し、関係者の了解を得るものとする。
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において、準備しなければならない。 なお、本工事に使用する電力設備及び電気料金は、受注者の負担とする。

項 目	内 容																																	
第8章 工事用材料 1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) コンクリート コンクリートは、レディミクストコンクリートとし、配合は、次のとおりとするが、これによらない場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランブ (cm)</th><th>最大骨材寸法 (mm)</th><th>水セメント比 (%)</th><th>セメントの種類 による記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>無筋 コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25又は40</td><td>—</td><td>N・BB</td><td>均しコンクリート コンクリート ブロック</td></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25又は20</td><td>55以下</td><td>H</td><td>一般構造物 (函体工、暫 定取付工)</td></tr></table> 2) 石 材 粒度調整砕石 M-25 JIS A 5001 再生砕石 RC-40 JIS A 5001 に準拠 単粒度砕石 5号 3) 鋼 材 鉄筋(異形棒鋼) JIS G 3112 (SD295、SD345) ハット形鋼矢板 10H JIS A 5523 4) 合成樹脂製品 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 5) 止水板 伸び量・沈下量20mm以上、耐水圧0.10Mpa以上 6) 可とう継手 許容伸長量100mm、許容沈下量100m、耐水圧0.10Mpa以上 7) プレキャストボックスカルバート 連絡函渠の据付に用いる2分割プレキャストボックスカルバートの設計条件等は、設計図面に示すものとする。 2. 見本又は資料提出 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して、承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材 料</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>土、砂利、砕石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>配合報告書、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>ミルシート、試験成績書</td></tr><tr><td>管類、PPシート、目地材、止水板</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>構造計算書</td></tr></table>	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的	無筋 コンクリート	18	8	25又は40	—	N・BB	均しコンクリート コンクリート ブロック	鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	55以下	H	一般構造物 (函体工、暫 定取付工)	材 料	提 出 物	土、砂利、砕石類	試験成績書	生コンクリート	配合報告書、試験成績書	鋼材	ミルシート、試験成績書	管類、PPシート、目地材、止水板	カタログ、試験成績書	コンクリート二次製品	構造計算書
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランブ (cm)	最大骨材寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメントの種類 による記号	使用目的																												
無筋 コンクリート	18	8	25又は40	—	N・BB	均しコンクリート コンクリート ブロック																												
鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	55以下	H	一般構造物 (函体工、暫 定取付工)																												
材 料	提 出 物																																	
土、砂利、砕石類	試験成績書																																	
生コンクリート	配合報告書、試験成績書																																	
鋼材	ミルシート、試験成績書																																	
管類、PPシート、目地材、止水板	カタログ、試験成績書																																	
コンクリート二次製品	構造計算書																																	

項 目	内 容															
3. 監督職員の検査 又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量</td><td>現場搬入時及びブランク</td></tr><tr><td>管類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr><tr><td>二次製品水路</td><td>外観、形状、寸法</td><td>工場検査時</td></tr><tr><td>鉄鋼材類</td><td>外観、形状、寸法</td><td>現場搬入時</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びブランク	管類	外観、形状、寸法	現場搬入時	二次製品水路	外観、形状、寸法	工場検査時	鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時
材 料 名	検査・試験項目	備 考														
生コンクリート	スランプ、空気量、圧縮試験、塩化物含有量	現場搬入時及びブランク														
管類	外観、形状、寸法	現場搬入時														
二次製品水路	外観、形状、寸法	工場検査時														
鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時														
第9章 施 工																
1. 一般事項																
(1) 基準点	1) 本工事の基準点は、設計図面に示す基Ⅲ-15を使用しなければならない。 2) 本工事の水準点は、設計図面に示すKBM. 8 (EL=29.699m) を使用しなければならない。 3) 補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、確認を得るものとする。 4) 基準点等の位置データは、測地成果2011に対応したものである。															
(2) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。															
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>復旧工</td></tr></table> 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について、本工事現場内で利用可能か否か検討し、その利用方法等について、監督職員と協議しなければならない。なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。	資 材 名	規 格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	復旧工									
資 材 名	規 格	備考														
再生クラッシュラン	RC-40	復旧工														
3. 建設資材等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとする。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。															

項 目	内 容																										
	建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分																						
	コンクリート塊 (無筋)	(株)日環サービス合歓木 リサイクルセンター	岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1、 231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																						
	コンクリート塊 (有筋)	(株)日環サービス合歓木 リサイクルセンター	岡崎市合歓木町 字郷東8、231-1、 231-2、9	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																						
	アスファルト塊	近藤商事土木 (株)豊田北部 処理プラント	豊田市猿投町樋 泉86-2	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																						
	汚泥	(株)ムラアーク カム	海部郡飛鳥村新 政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者																						
	廃プラスチック	岡崎リサイク ルセンター (株)真福寺工 場	岡崎市真福寺町 字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																						
	木くず（枝葉）	岡崎リサイク ルセンター (株)真福寺工 場	岡崎市真福寺町 字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																						
	木くず（根株）	岡崎リサイク ルセンター (株)真福寺工 場	岡崎市真福寺町 字山ノ田55-1	8:00～ 16:30	再資源化 施設業者																						
4．特定建設資材の 分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="7">工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法</td><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table> 注）■が該当部分である。					工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作業内容	分別解体等の方法																								
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																								
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																								
5．土工 （1）掘削	1）掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 2）法面の崩壊により他の施設に重大な影響が発生又はその恐れがある場合は、応急の措置を講ずると共に、速やかに監督職員と協議しなければならない。																										
（2）埋戻し及び盛土	1）埋戻し材料及び盛土材料 埋戻しは、掘削により発生する良質土を流用するものとし、腐食及び草木等を含む表土を流用してはならない。																										

項 目	内 容											
6. コンクリート構造物基礎工	2) コンクリート構造物周辺の埋戻し及び盛土 ① コンクリート構造物周辺の埋戻しは、構造物の上部30cmまで及び構造物の外端より50cmまでは、良質土にて左右均等に一層の仕上がり厚を30cm程度になるようまき出し、人力（振動コンパクタ等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ② 構造物の上部30cm以上60cmまでは、良質土にてまき出し、構造物に支障のない機械（ハンドガイド式振動ローラ0.8t～1.1t級等）により締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 ③ 構造物外端50cmより外側及び構造物の上部60cm以上の埋戻しは、良質土にて一層の仕上がり厚さを30cm程度になるようにまき出しを行ない、振動ローラ（コンバインド型3.0～4.0t級）により転圧又はこれと同等以上の方法で締固め度85%以上となるように締固めなければならない。 なお、上記以外の機械を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。											
	1) 基礎工の施工にあたっては、施工に先立ち施工基面を平滑に整形した後、基礎を構築するものとする。 2) コンクリート構造物における基礎地盤の必要地耐力は、次に示すとおりとする。											
	<table><tr><th>工 種</th><th>必要地耐力</th><th>備 考</th></tr><tr><td>整流部</td><td>80.366 kN/m²</td><td></td></tr><tr><td>合流部</td><td>214.915 kN/m²</td><td></td></tr><tr><td>連絡函渠部</td><td>163.303 kN/m²</td><td></td></tr></table>	工 種	必要地耐力	備 考	整流部	80.366 kN/m ²		合流部	214.915 kN/m ²		連絡函渠部	163.303 kN/m ²
工 種	必要地耐力	備 考										
整流部	80.366 kN/m ²											
合流部	214.915 kN/m ²											
連絡函渠部	163.303 kN/m ²											
7. 合流工連絡函渠工(二次製品)	3) 基礎工の施工にあたっては、施工前の基礎地盤の支持力を確認し、監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督員の指示する場所とし、基礎地盤の支持力が計画に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。											
	1) 据付け ボックスカルバートについては、据付け前に敷モルタル（1:3）を敷くものとする。 2) 現場打ちコンクリートとの接合 現場打ちコンクリートとの接合部は、アンカーを配置できる二次製品を使用する。 3) 品質及び施工管理 ボックスカルバートの品質及び施工管理については、農林水産省土木施工管理基準によるほか、品質を確保するため、継目の離隔調査を行い、監督職員に報告しなければならない。											
8. 既設構造物取壊し	1) 既設コンクリート構造物取壊しにあたっては、油圧圧砕機等による取壊しを行い、工事施工による周辺環境への影響及び被害発生を生じさせないよう努めなければならない。 なお、その他の方法が必要となった場合については、監督職員と協議するものとする。 2) 既設コンクリート取壊しにあたっては、仮廻しで存置する既設構造物に損傷を与えないよう予めコンクリートカッター等により、縁切りを行い、取壊しを行うものとする。 なお、損傷を与えた場合は、受注者の責任において補修するものとする。											

項 目	内 容
9. 原形復旧工 (1) 既設構造物撤去及び復旧	1) 撤去する既設構造物は、設計図面に示すとおりである。 なお、その構造物等を調査確認し、監督職員に報告すると共に、現地と相違があった場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 既設構造物の撤去に際し、「工事数量表」に再利用と示すものについては、復旧工事において再利用するため、撤去作業及び保管に当たっては、丁寧に行わなければならない。 3) 既設構造物の撤去に伴うコンクリート切断は、ウォールソーイング工法を考えているが、工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、コンクリート切断時に発生する排水（汚泥）は、適切に処理することとする。 4) 既設構造物等の原形復旧は、設計図面に示すとおりである。 なお、現地と相違があった場合は、監督職員と協議するものとする。 5) 安全施設（ネットフェンス、ガードレール及び標識）及びその他施設（電柱、防霜ファン及び陶管）の復旧については、関係機関との調整に基づき、監督職員が別途指示するものとする。
(2) 道路復旧	道路復旧については、関係機関との調整に基づき、監督職員が別途指示するものとする。
第10章 施工管理	
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-12に規定する(1)又は(3)の資格を有するものでなければならない。
2. 施工管理	受注者は、土木工事施工管理基準に基づき、工程管理、出来形管理、品質管理等の施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。
3. 通水試験の立会い	通水試験は、一連の施設が完成後、発注者が実施するが、その際、立会うものとする。 なお、漏水その他の欠陥が生じ、その原因が受注者の責任に起因すると認められる場合は、受注者の負担で補修するものとする。
4. 構造物品質確認調査	本工事で施工する暗渠工については、土木構造物の品質を確保するためにひび割れ発生状況調査を次のとおり行い、監督職員に報告しなければならない。 ① 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成し、展開図に対応する写真についても添付しなければならない。 なお、調査の結果、有害と思われるひび割れについては、その原因を追及するとともに、対処方法について監督職員と協議するものとする。 ② 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。 なお、調査票は完成検査時に提出しなければならない。
5. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1)から4)によりこれを実施するものとする。

項 目	内 容
6. 工事現場等における遠隔確認について 第11章 天災その他不可抗力	1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。 2) 機器等の導入 ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ① 受注者は、上記1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ② 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。 なお、上記3)の①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、上記3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という。）を行う工事である 2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。 3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。 受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。 この場合、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。 ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。 なお、臨機の措置に要した費用は、監督職員と協議するものとする。

項 目	内 容
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 掘削土の土質 2) 排水量・湧水量 3) 転石の出現 4) 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 5) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合 6) 既設水路内の漏水 7) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの 8) その他本仕様書に定めのない事項
第13章 公共事業関係調査に対する協力	1) 歩掛調査 本工事が歩掛調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、歩掛調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。 2) 間接工事費等諸経費動向調査 本工事が間接工事費等諸経費動向調査の対象となった場合は、受注者は、その調査実施に協力するものとする。 なお、間接工事費等諸経費動向調査の実施方法等の詳細については、事前に監督職員と打合せを行い調査するものとする。
第14章 その他 1. 契約後 VE 提案	1) 定 義 「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) VE 提案の意義及び範囲 ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) VE 提案書の提出 ① 受注者は、2)のVE提案を行う場合、次に掲げる事項をVE提案書（共通仕様書様式6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由 イ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項 ② 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③ 受注者は、VE提案を契約締結の日より、当該VE提案に係る部分の施工

項 目	内 容
2. 電子納品 3. 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況 4. 主任技術者等の専任期間	に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) VE 提案の適否等 ① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。 ② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。 ④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧ 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。 工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部 ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 工事施工において、自ら立案企画した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができるものとする。 1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材

項 目	内 容
5. 工期	の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。 4) 現場作業については、主任技術者又は監理技術者の専任を義務付ける。 ただし、請負契約が締結後及び令和8年度から令和9年度(現場施工に着手するまでの期間)における現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間、令和9年度工事施工後から令和10年度における資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの間は、専任を義務付けない。 また、契約工期内であっても各年度の工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間は、専任を義務付けない。検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。 なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている1027日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期:契約締結の日から令和11年6月29日(工事完了期限日)まで
6. CORINS への登録	技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。
7. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議 ① 工事円滑化会議(施工条件確認会議) 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方を説明し、共有を図るものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 ② 工事円滑化会議(工程確認会議) 工事着手時、新工種発生時等において、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員(主催)及び監督員が施工計画、工事工程

項 目	内 容															
	等について確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人、受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）及び監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。 なお、開催日程、出席者、課題等については、現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計、施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに東海農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事業所長、次長、主任監督員及び監督員が、対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。 なお、対策検討会議は、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上、開催を決定する。 4) 建設コンサルタントの出席 上記1）、2）及び3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、発注者が別途契約により対応するものとする。 なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。															
8．遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、次の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。 また、輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 <table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr><tr><td>敷鉄板</td><td>t=22mm</td><td>知多市</td></tr><tr><td>仮設材（鋼矢板）</td><td>IV型</td><td>知多市</td></tr><tr><td>覆工板</td><td>t=200, 1000×2000</td><td>知多市</td></tr><tr><td>H形鋼</td><td>H-250, H-300, H-400, H-594</td><td>知多市</td></tr></table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22mm	知多市	仮設材（鋼矢板）	IV型	知多市	覆工板	t=200, 1000×2000	知多市	H形鋼	H-250, H-300, H-400, H-594	知多市
資 材 名	規 格	調達地域等														
敷鉄板	t=22mm	知多市														
仮設材（鋼矢板）	IV型	知多市														
覆工板	t=200, 1000×2000	知多市														
H形鋼	H-250, H-300, H-400, H-594	知多市														
9．技術提案の履行	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず															

項 目	内 容
10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について	履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 営 繕 費：労務者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別紙2に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙2に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
11. 快適トイレの試行	本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

項 目	内 容
	ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 ① 快適トイレに求める機能 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする） ② 付属品として備えるもの キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鏡と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 ③ 推奨する仕様、付属品 シ 便房内寸法900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等） 2）快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。「①快適トイレに求める機能」ア～カ及び「②付属品として備えるもの」及び「③推奨する仕様、付属品」キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。
12. 現場環境改善費	1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計4つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2）次に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

項	目	内 容	
13. 週休2日による 施工		計上項目	実施する内容（率計上分）
		仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
		営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
		安全関係	①工事標識・照明等安全施設の充実 ②盗難防止対策 ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
		地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）
		3）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等について監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。 なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。	
		4）受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	
		1）本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。	
		2）週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態とし、対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。	
		① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。	
	② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。		

項	目	内	容												
		③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table><tr><th></th><th>週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)</th><th>月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)</th></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr></table> ② 補正方法 当初積算において月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除した変更を行うものとする。 また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。 なお、週単位の週休2日及び月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。 6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。			週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05
	週単位の週休2日 (現場閉所1週間に2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上)													
労務費	1.02	1.02													
共通仮設費（率分）	1.05	1.04													
現場管理費（率分）	1.06	1.05													

項 目	内 容			
	名称	区分	補正係数	
			週単位	月単位
	防護柵（ガードレール）設置工	撤去	1.02	1.02
	道路標識設置工	撤去	1.01	1.01
	構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
14. 週休2日制の促進	本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。			
15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。			
16. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。 ① 真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ② 工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。 なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③ 真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指標（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算して設計変更を行うものとする。 $\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$ ※ 補正係数：1.2			
17. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合に			

項 目	内 容
18. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	は、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、上記2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別紙3に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。 6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
19. 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について	1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配意しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。 なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。 2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。 ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。 [事業（務）所長] 【被災農林漁家の就労機会の確保】 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。 ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

項 目	内 容									
20. 情報化施工技術の活用について	1) 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和8年4月）（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工において、3次元起工測量、3次元設計データ作成、I C T建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品の全て又は一部で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。 2) 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、当該技術を活用できるものとし、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。 3) 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。 また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 4) 貸与資料 基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。 <table><tr><th></th><th>貸与資料</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）明治バイパス水路合流工補足設計業務報告書</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr></table> 5) 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。 6) 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、ガイドラインに基づき提出しなければならない。 7) 情報化施工技術の活用に要する費用 ① 2)の協議により活用することとした、情報化施工技術の活用に要する費用については設計変更の対象とし、ガイドラインに基づき計上することとする。 ② 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。 また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。		貸与資料	備考	1	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）明治バイパス水路合流工補足設計業務報告書		2	図面のCAD データ	
	貸与資料	備考								
1	矢作川総合第二期地区 明治本流（上流部）明治バイパス水路合流工補足設計業務報告書									
2	図面のCAD データ									
第 15 章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。									

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 秋葉 一彦 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	矢作川総合第二期農地防災事業 明治本流（上流部）合流工建設工事
工 事 場 所	愛知県豊田市鴛鴦町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和 8 年度

矢作川総合第二期農地防災事業
明治本流（上流部）合流工建設工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（仮設工を除く）				
1. 土工				
(1) 掘削	連絡函渠土留区間			
掘削C1	土砂, 標準, 土留あり, 障害無し, 仮置場へ	式	1	
掘削C2	土砂, 標準, 土留あり, 障害無し, 仮置場へ	式	1	
掘削C3	土砂, 標準, 土留あり, 障害あり, 仮置場へ	式	1	
掘削C4	土砂, 標準, 土留あり, 障害あり, 仮置場へ	式	1	
掘削補助機械搬入・搬出	掘削C4	式	1	
(2) 埋戻工	連絡函渠土留区間			
埋戻R1	構造物周辺 (B=0.5mまで), 仮置場より	式	1	
埋戻R2	B<1.0m, 仮置場より	式	1	
埋戻R6	構造物周辺 (B=0.5mまで), 仮置場より	式	1	
埋戻R7	B<1.0m, 仮置場より	式	1	
埋戻R10	4.0m≤B, 仮置場より	式	1	
埋戻R15	4.0m≤B, 仮置場より	式	1	
(3) 掘削	既設水路撤去			
掘削C1	土砂, 標準, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	式	1	
(4) 整形仕上工	既設水路撤去			
荒仕上げL2		式	1	
(5) 掘削	合流工連絡函渠			
掘削C1	H≤5m, 土留めなし, 障害なし, 2段跳ね	式	1	
(6) 埋戻工	合流工連絡函渠			
埋戻R1	構造物周辺 (B=0.5mまで), 仮置場より	式	1	
埋戻R2	B<1.0m, 仮置場より	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
埋戻R3	1.0m≦B<2.5m, 仮置場より	式	1	
埋戻R4	2.5m≦B<4.0m, 仮置場より	式	1	
埋戻R5	4.0m≦B, 仮置場より	式	1	
(7)整形仕上工	合流工連絡函渠			
荒仕上げL2		式	1	
(8)埋戻工	合流工			
埋戻R1	構造物周辺 (B=0.5mまで), 仮置場より	式	1	
埋戻R2	B<1.0m, 仮置場より	式	1	
埋戻R3	1.0m≦B<2.5m, 仮置場より	式	1	
埋戻R4	2.5m≦B<4.0m, 仮置場より	式	1	
埋戻R5	4.0m≦B, 仮置場より	式	1	
(9)盛土工	合流工			
盛土E1	B<1.0m, 仮置場より	m ³	20.000	
盛土法面整形		m ²	130.000	
2. 合流工(整流部)	本体工			
(1)合流工(整流部)	本体工			
基面整正		m ²	130.000	
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m ³	6.600	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	鉄筋21N-12-25(早強)	m ³	163.000	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345, D25	ton	3.050	
鉄筋	SD345, D22	ton	3.690	
鉄筋	SD295, D16	ton	0.648	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋	SD295, D13	ton	6.740	
足場工	枠組足場	式	1	
支保工		式	1	
収縮目地材	上流側, 油性ペイント塗布	m ²	14.000	
伸縮目地材	ゴム発泡体, t=20mm	m ²	7.700	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=450	箇所	8.000	
サイドドレーン	300×300, 単粒度砕石5号	m	24.000	
3. 合流工 (連通部)	本体工			
(1) 合流工 (連通部)	本体工			
基面整正		m ²	140.000	
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m ³	4.800	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	鉄筋21N-12-25 (早強)	m ³	221.000	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345, D29	ton	16.230	
鉄筋	SD345, D25	ton	6.970	
鉄筋	SD345, D19	ton	4.140	
鉄筋	SD295, D16	ton	3.160	
鉄筋	SD295, D13	ton	5.720	
ガス圧接	D29+D29	箇所	35.000	
ガス圧接	D19+D19	箇所	35.000	
足場工	枠組足場	式	1	
支保工		式	1	
止水板	伸び・沈下量20mm以上, 耐圧0.1MPa以上	m	43.400	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ダウエルバー設置	SD345, D19, L=1.0m	本	114.000	
ダウエルバー設置	SD295, D16, L=1.0m	本	98.000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=450	箇所	8.000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=650	箇所	3.000	
サイドドレーン	300×300, 単粒度砕石5号	m	31.300	
4. 合流工（合流部）	本體工			
（1）合流工（合流部）	本體工			
基面整正		m ²	200.000	
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m ³	6.600	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	鉄筋21N-12-25(早強)	m ³	495.000	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345, D32	ton	15.700	
鉄筋	SD345, D29	ton	5.600	
鉄筋	SD345, D25	ton	17.790	
鉄筋	SD345, D22	ton	3.510	
鉄筋	SD345, D19	ton	8.130	
鉄筋	SD295, D16	ton	3.670	
鉄筋	SD295, D13	ton	12.200	
足場工	枠組足場	式	1	
支保工		式	1	
伸縮目地材	ゴム発泡体, t=20mm	m ²	64.000	
止水板	伸び・沈下量20mm以上, 耐圧0.1MPa以上	m	32.200	
ダウエルバー設置	SD345, D19, L=1.0m	本	140.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ステップ	φ 19, W=300, 合成樹脂被覆	個	22. 000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=450	箇所	6. 000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=650	箇所	6. 000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=850	箇所	6. 000	
サイドドレーン	300×300, 単粒度砕石5号	m	48. 600	
5. 合流工（取付部）	本體工			
（1）合流工（取付部）	本體工			
基面整正		m ²	100. 000	
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m ³	5. 000	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	鉄筋21N-12-25（早強）	m ³	121. 000	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345, D25	ton	4. 780	
鉄筋	SD295, D16	ton	0. 550	
鉄筋	SD295, D13	ton	5. 660	
足場工	枠組足場	式	1	
支保工		式	1	
止水板	伸び・沈下量20mm以上, 耐圧0. 1MPa以上	m	36. 000	
ダウエルバー設置	SD295, D16, L=1. 0m	本	87. 000	
ダウエルバー設置	SD345, D19, L=1. 0m	本	58. 000	
ステップ	φ 19, W=300, 合成樹脂被覆	個	20. 000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=450	箇所	6. 000	
サイドドレーン	300×300, 単粒度砕石5号	m	18. 000	
6. 合流工（本線水路部）	本體工			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)合流工(本線水路部)	本土工			
基面整正		m ²	120.000	
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m ³	6.100	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	鉄筋21N-12-25(早強)	m ³	129.000	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345, D25	ton	2.660	
鉄筋	SD345, D22	ton	2.160	
鉄筋	SD295, D16	ton	0.790	
鉄筋	SD295, D13	ton	6.150	
足場工	枠組足場	式	1	
支保工		式	1	
収縮目地材	上流側, 油性ペイント塗布	m ²	22.000	
ダウエルバー設置	塩ビ管(L=0.5m), キャップのみ	本	87.000	
ウィープホール	逆止弁付き φ 50, L=400	箇所	8.000	
サイドドレーン	300×300, 単粒度砕石5号	m	23.900	
7. 連絡函渠工				
(1)1次施工				
基面整正		m ²	82.000	
ボックスカルバート工	3600×3600×1500(標準)	組	8.000	
ボックスカルバート工	3600×3600×1000(調整用可とう継手ハンチ特殊)	組	1.000	
ボックスカルバート工	3600×3600×1074(調整用)	組	1.000	
ボックスカルバート工	3600×3600×1197, 1353(斜角、連結金具)	組	3.000	
可とう継手設置工	HOK-100相当品	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ジョイント	ゴムジョイント	m	174.200	
(2) 2次施工				
基面整正		m ²	130.000	
ボックスカルバート工	3600×3600×1000 (調整用可とう継手インサート)	組	1.000	
ボックスカルバート工	3600×3600×1197, 1353 (斜角、連結金具)	組	21.000	
L型止水板設置工	下流側, D-L型	m	15.700	
L型止水板	下流側, D-L型	式	1.000	
ジョイント	ゴムジョイント	m	319.400	
8. 上流部暫定取付工				
(1) 矢板護岸工	鋼矢板圧入			
油圧式杭圧入機械据付・解体	80tクレーン, 圧入(WJ併用), Nmax≤50	回	1.000	
油圧式杭圧入機械据付・解体	50tクレーン, 圧入(WJ併用), Nmax≤50	回	2.000	
油圧圧入工法	10H型, L=8.0m, 圧入長4.1m, N値<50	枚	26.000	
油圧圧入工法	10H型, L=7.0m, 圧入長4.1m, N値<50	枚	13.000	
(2) 端部処理工				
端部処理コンクリート	無筋18N-8-25	m ³	2.500	
型枠	無筋構造物	式	1	
(3) 底版コンクリート				
底版コンクリート	無筋18N-8-25, t=20cm	m ³	25.000	
鉄筋金網	D13×250×250	ton	0.936	
目地材	ゴム発泡体, t=20mm	m ²	9.000	
(4) 鴛鴨2号分水管	暫定分水管			
分水管	VP φ 250	m	1.000	
継手	両受継手, φ 250	個	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
全巻コンクリート	無筋18N-8-25	m3	0.100	
型枠	無筋構造物	式	1	
水膨張止水ゴム	10mm×20mm	m	2.000	
既設分水管切断	ガス切断, φ250, t=6.6mm	m	0.800	
既設分水管撤去		m	1.000	
9. 下流部暫定取付工				
(1) 下流部暫定取付工	本體工			
基面整正		m ²	40.000	
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m3	2.000	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	鉄筋21N-12-25(早強)	m3	27.000	
型枠	鉄筋構造物	式	1	
鉄筋	SD345, D19	ton	0.238	
鉄筋	SD295, D16	ton	0.885	
鉄筋	SD295, D13	ton	0.838	
足場工	枠組足場	式	1	
目地材	ゴム発泡体, t=20mm	m ²	14.000	
ウィープホール	φ50, L=400, 逆止弁付き	箇所	4.000	
サイドドレーン	300×300, 単粒度砕石5号	m	7.000	
10. 構造物撤去工				
(1) 構造物撤去工	既設水路撤去			
既設水路撤去	無筋構造物	m3	44.000	
既設水路撤去	鉄筋構造物	m3	502.000	
(2) 構造物撤去工	既設排水路			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
排水路(鉄筋構造物)		m3	0.700	
(3)構造物撤去工	集水桝(無筋構造物)			
集水桝(無筋構造物)	2箇所	m3	2.700	
(4)舗装版切断				
舗装版切断	管理用道路As, t=5cm	m	8.700	
舗装版切断	農道As, t=3cm	m	6.200	
(5)舗装版取壊し				
舗装版取壊し	管理用道As, t=5cm	m ²	461.000	
舗装版取壊し	農道As, t=3cm	m ²	358.000	
(6)産廃処理工	集水桝			
殻運搬・処理	コンクリート殻(無筋)	m3	2.700	
(7)産廃処理工				
殻運搬・処理	コンクリート殻(無筋)	m3	44.000	
殻運搬・処理	コンクリート殻(有筋)	m3	509.000	
殻運搬・処理	As舗装版殻	m3	34.000	
産廃汚泥		m3	0.500	
(8)既設水路接続部撤去				
コンクリート切断	t=25~30cm, 側壁, ウォールソーイング	m	17.000	
構造物取壊し	鉄筋構造物	m3	5.600	
(9)排水路撤去				
排水路撤去	排水路HP φ 1100, 再利用	m	118.000	
排水路撤去	L形側溝, L350, 再利用	m	119.000	
(10)安全施設撤去				
ネットフェンス	H=2.0m, 忍び返しあり, アンカーブロック, 再利用	m	217.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ガードレール撤去	H=0.8m, 再利用	m	107.000	
(11)道路附帯施設撤去				
標識撤去	再利用	基	2.000	
(12)給水栓撤去	再利用			
給水栓撤去	再利用	基	5.000	
(13)その他施設撤去				
電柱撤去	200, 60A, 12kW	箇所	1.000	
防霜ファン撤去		箇所	1.000	
陶管撤去	φ150, 4箇所, 再利用	箇所	4.000	
11. 復旧工				
(1)排水路復旧	L=118.0m, HP φ1100			
床掘	H≤5m, 土留無し, 障害なし	式	1	
管基礎工	砕石基礎	m ³	130.000	
埋戻し	構造物周辺	式	1	
埋戻し	4.0m≤B	式	1	
鉄筋コンクリート管機械布設	HP φ1100(再利用)	m	118.000	
埋設表示テープ	B=150	m	354.000	
基面整正		m ²	210.000	
(2)排水路復旧	L形側溝, L350			
L形側溝	L350(再利用)	m	118.500	
(3)3号マンホール(新設)	鴛鴦排水路			
マンホール据付	据付, 2000kg/基を超え 4000kg/基以下, 基礎砕石あり	基	1.000	
3号マンホール	底版	個	1.000	
3号マンホール	管取付壁(H1800)	個	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3号マンホール	中間斜壁 (H300)	個	1.000	
3号マンホール	直壁 (H300)	個	1.000	
3号マンホール	斜壁 (H600)	個	1.000	
3号マンホール	調整リング (φ 600, H100)	個	1.000	
3号マンホール	マンホール蓋 (φ 600, T-14)	組	1.000	
(4)集水桝復旧	1.0×1.0			
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m3	0.100	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	無筋18N-8-25	m3	1.000	
型枠	無筋構造物	式	1	
(5)集水桝復旧	1.9×1.0			
均しコンクリート	無筋18N-8-25, t=5cm	m3	0.100	
型枠	均しコンクリート	式	1	
コンクリート	無筋18N-8-25	m3	1.700	
型枠	無筋構造物	式	1	
(6)給水栓復旧				
給水栓復旧		基	5.000	
(7)仮廻し水路接続部 既設水路側壁復旧	始点部			
鉄筋コンクリート	21N-12-25 (早強)	m3	8.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	D16, SD295	ton	0.047	
鉄筋	D13, SD295	ton	0.029	
アンカーボルト設置	D13, L=500	本	19.000	
アンカーボルト設置	D16, L=650	本	14.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
足場工	アンカーボルト設置用	式	1	
(8)仮廻し水路接続部 既設水路側壁復旧	終点部			
鉄筋コンクリート	21N-12-25(早強)	m3	8.700	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋	D16, SD295	ton	0.048	
鉄筋	D13, SD295	ton	0.032	
アンカーボルト設置	D13, L=500	本	19.000	
アンカーボルト設置	D16, L=650	本	14.000	
足場工	アンカーボルト設置用	式	1	
直接工事費 (仮設工)				
1. 仮設工				
(1)仮設土留め工(切梁式)	連絡函渠部土留め			
油圧式杭圧入引抜機械据付・解体	圧入・引抜 (WJ併用), $N_{max} \leq 50$	式	1	
油圧圧入引抜工 (WJ併用)	鋼矢板IV型(継施工), L=16.5m, 圧入引抜16m, $N_{max} < 50$	枚	130.000	
腹起し材設置・撤去	H-400, 200kg/m, 設置～賃料～撤去	ton	27.670	
切梁材設置・撤去	H-300, 100kg/m, 設置～賃料～撤去	ton	5.560	
隅火打ち材設置・撤去	H-300, 100kg/m, 設置～賃料～撤去	ton	1.080	
(2)仮設道路工	工事用道路設置撤去			
工事用道路①	設置, W=8.0m, L=22.3m, B>4.0m, 広美町より	m3	56.000	
工事用道路①	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	56.000	
連絡函渠土留①	設置, W=9.1m, L=12.0m, B>4.0m, 広美町より	m3	34.000	
連絡函渠土留①	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	34.000	
連絡函渠土留②	設置, W=11.0m, L=22.50m, B>4.0m, 広美町より	m3	76.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
連絡函渠土留②	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場まで	m3	76.000	
工事用道路②	設置, W=8.0m, L=10.5m, B>4.0m, 仮置場より	m3	26.000	
工事用道路②	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	26.000	
工事用道路③⑤⑥	設置, W=4.5m, L=145.9m, B>4.0m, 仮置場より	m3	210.000	
工事用道路③⑤⑥	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	210.000	
工事用道路④	設置, W=8.8m, L=44.5m, B>4.0m, 仮置場より	m3	121.000	
工事用道路④	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	121.000	
工事用道路⑦	設置, W=4.5m, L=39.1m, B>4.0m, 広美町より	m3	228.000	
工事用道路⑦	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	228.000	
隅切(3.00m×3.00m)	設置, 7箇所, B>4.0m, 仮置場より	m3	9.000	
隅切(3.00m×3.00m)	撤去, B>4.0m, 土留無し, 障害無し, 仮置場へ	m3	9.000	
敷鉄板設置・撤去	連絡函渠土留区間(R9年度施工), t=22mm, 6.0m×1.5m	m ²	1,083.000	
敷鉄板設置・撤去	連絡函渠土留区間(R9年度施工), t=22mm, 3.0m×1.5m	m ²	27.000	
敷鉄板設置・撤去	本体工(R10~11年度), t=22mm, 6.0m×1.5m	m ²	1,794.000	
敷鉄板設置・撤去	本体工(R10~11年度), t=22mm, 3.0m×1.5m	m ²	113.000	
(3)仮浅橋工1	W=8.0m, L=7.00m			
敷鉄板設置撤去	t=22mm, 0.90m×1.80m	m ²	16.000	
仮橋・仮栈橋設置・撤去工(上部工)	設置・撤去	ton	9.030	
受桁(H-350)	H形鋼(H-350)	ton	2.320	
主桁(H-594×350)整備費	H形鋼(H-594×350)	ton	5.950	
主桁(H-594×350)賃料	H形鋼(H-594×350)	t 供用日	1,380.000	
地覆	溝形鋼10.5×100×380mm	ton	0.760	
仮橋・仮栈橋設置・撤去工(覆工板)	設置・撤去	m ²	56.000	
覆工板賃料	鋼製すべり止め(補強型)	m ² 供用月	448.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
覆工板整備費		m ²	56.000	
仮橋・仮栈橋設置・撤去工（高欄）	単管パイプ型, 設置・撤去	m	38.000	
単管パイプ	賃料	m	38.000	
(4) 仮浅橋工 2	W=6.0m, L=7.60m			
敷鉄板設置撤去	t=22mm0.90m×1.80m	m ²	13.000	
仮橋・仮栈橋設置・撤去工（上部工）	設置・撤去	ton	8.090	
受桁（H-250）	H形鋼（H-250）	ton	0.920	
主桁（H-400）	H形鋼（H-400）	ton	6.190	
地覆	溝形鋼10.5×100×380mm	ton	0.980	
仮橋・仮栈橋設置・撤去工（覆工板）	設置・撤去	m ²	54.000	
覆工板賃料	鋼製すべり止め（補強型）	m ² 供用月	432.000	
覆工板整備費		m ²	54.000	
仮橋・仮栈橋設置・撤去工（高欄）	単管パイプ型, 設置・撤去	m	49.000	
単管パイプ	賃料	m	49.000	
(5) 仮締切工（製作）	コンクリートブロック, 上下流			
コンクリート	無筋18N-8-25	m ³	47.000	
型枠	無筋構造物	式	1	
吊りフック	SD345, D19	ton	0.188	
水膨張シール材	10mm×20mm	m	40.000	
(6) 仮締切工（設置撤去）	上下流			
仮締切工設置・撤去	ブロックコンクリート吊り上げ	個	128.000	
(7) 水路横断工				
大型土のう設置撤去		袋	60.000	
盛土	B>4.0m, 仮置場より	m ³	200.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
掘削	B>4.0m, 仮置場へ	式	1	
土木シート敷設・撤去	PPシート, 厚 0.37mm, 980N/5cm	m ²	56.000	
産廃運搬処理工	廃プラ	m ³	0.020	
敷鉄板設置・撤去	t=22mm, 6.0m×1.5m	m ²	36.000	
(8) 鴛鴨排水路仮廻し工	ポリエチレン管 φ1000(内面平滑)			
床掘	設置, H≤5m, 障害なし, 仮置場へ	式	1	
埋戻	設置, 1.0≤B<2.5m, 仮置場より	式	1	
床掘	撤去, H≤5m, 障害なし, 仮置場へ	式	1	
埋戻	撤去, 1.0≤B<2.5m, 仮置場より	式	1	
高密度ポリエチレン管設置・撤去	φ1,000, ダブル構造	m	167.700	
(9) 鴛鴨排水路取付工	始点・終点部			
大型土のう製作・設置	耐候性	袋	28.000	
大型土のう撤去		袋	28.000	
間詰コンクリート	無筋18N-8-25, t=1.0m	m ³	2.000	
型枠	無筋構造物	式	1	
構造物取壊し	無筋構造物	m ³	2.000	
殻運搬・処理	コンクリート殻(無筋)	m ³	2.000	
土木シート敷設・撤去	PPシート, 厚 0.37mm, 980N/5cm	m ²	48.000	
産廃運搬処理工	廃プラ	m ³	0.020	
(10) 仮廻し水路工	コンクリートライニング水路			
床掘	H≤5m, 障害なし, 仮置場へ	式	1	
基面整正		m ²	1,010.000	
埋戻	B≥4.0m, 土砂, 仮置場より	式	1	
コンクリートライニング	無筋18N-8-25, t=10cm	m ³	101.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
構造物取壊し	無筋構造物, t=10cm	m3	101.000	
殻運搬・処理	コンクリート殻（無筋）	m3	101.000	
(11)仮置き土計画				
土木シート敷設	PPシート, 厚 0.37mm, 980N/5cm	m ²	10,442.000	
耕地表土掘削・埋戻し		式	1	
(12)水替工	R9年度施工			
釜場設置撤去工	掘削設置・撤去埋戻し	箇所	1.000	
排水ポンプ設置撤去工		箇所	1.000	
排水ポンプ運転	常時, φ150(1台), φ200(2台)	日	118.000	
(13)水替工	R10～11年度施工			
釜場設置撤去工	掘削設置・撤去埋戻し	箇所	1.000	
排水ポンプ設置撤去		箇所	1.000	
排水ポンプ運転	常時, φ200(5台)	日	164.000	
(14)構造物保護（覆蓋）	駕鴨2号分土工保護			
覆工板設置・撤去		m ²	9.000	
(15)電力設備工				
受電設備	R9年度施工, 設置～損料～撤去	式	1.000	
配電設備	R9年度施工, 設置～損料～撤去	式	1.000	
受電設備	R10年度施工, 設置～損料～撤去	式	1.000	
配電設備	R10年度施工, 設置～損料～撤去	式	1.000	
2. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮設材輸送(敷鉄板)	40.0km以下, R9年度施工	式	1	
仮設材輸送(敷鉄板)	40.0km以下, R10～11年度施工	式	1	
仮設材輸送(敷鉄板を除く)	40.0km以下, (鋼矢板, H形鋼, 覆工板)	式	1	
重建設機械分解組立運搬	クローラクレーン, R9年度施工	式	1	
重建設機械分解組立運搬	油圧クラムシェル, R9年度施工	式	1	
(2)準備費				
準備費				
支障木伐採工				
支障木伐採		本	1.000	
支障木抜根		本	1.000	
産業廃棄物運搬・処理費	木くず(枝葉)	m3	0.700	
産業廃棄物運搬・処理費	木くず(根株)	m3	0.060	
(3)役務費				
共通仮設(積上げ)				
役務費				
電力基本料金	R9年度	月	4.000	
電力基本料金	R10年度	月	6.000	
(4)技術管理費				
共通仮設(積上げ)				
技術管理費				
平板載荷試験		箇所	3.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費（共通仮設費対象）				
1. 電気通信設備工				
（1）農業用通信設備工				
通信線撤去		m	98.000	
仮廻し通信線配線	保護管設置, 配線工	m	98.000	
通信線接続		式	1.000	
対向試験		式	1.000	

別紙 2

様式 1

実績変更対象経費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (変更)
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代 わりに貸しビル、マンション、 民家等を長期借上げする場合 に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要する費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

別紙 3

実績変更対象経費に関する内訳書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	運搬費	建設機械 の運搬費	建設機械の運搬等に要する 費用	
	準備費	伐開・除 根・除草 費	準備作業に伴う伐開・除根・ 除草作業に要する費用	
合 計				